

平成 24 年 5 月 21 日

上 場 会 社 名 株式会社 ニッピ
 代 表 者 名 代表取締役社長 伊藤 隆男
 (コード番号 7932)
 問 合 せ 責 任 者 総務担当常務取締役 吉原 道博
 (TEL 03-3888-6651)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年6月26日開催予定の第165回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、平成24年6月26日開催予定の定時株主総会に付議する予定の当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の継続にあたり、対抗措置の一つとして必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆様のご意思をできる限り反映させることが望ましいと考えております。しかしながら、取締役会設置会社においては、取締役会決議をもって新株予約権の無償割当を行うことが可能とされております。(会社法第278条第3項)。

そこで、当社は、買収防衛策として新株予約権の無償割当を行う場合には、取締役会決議により行うほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことが可能となるよう、変更案第12条(新株予約権無償割当に関する事項の決定)を新設するものであります。

(2) インターネットの普及を鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

(3) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(<u>新株予約権無償割当に関する事項の決定</u>)
第12条 ~ 第14条 (現行どおり)	第12条 当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、 <u>新株予約権無償割当に関する事項を決定することができる。</u>
(新 設)	第13条 ~ 第15条 (現行どおり)
第15条 ~ 第45条 (現行どおり)	(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)
	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
	第17条 ~ 第47条 (現行どおり)

3. 定款変更の日程

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会 | 平成 24 年 6 月 24 日(火曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 24 年 6 月 24 日(火曜日) |

以 上